

平成20年度 住民税申告相談のご案内

●申告相談の日程及び場所

月/日	曜日	時間	対象地区	会場
2月17日	日曜日	10:00~16:00	問寒別地区全域	問寒別公民館
2月18日	月曜日			
2月19日	火曜日	9:00~18:00	幌延市街全域	幌延町役場 大会議室
2月20日	水曜日			
2月21日	木曜日			
2月22日	金曜日	9:00~16:00	幌延地区農家全域	幌延町役場 大会議室
2月23日	土曜日			

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は上記相談日以外の日、幌延町会計課税務担当までお越しください。



確定申告をしなければならない方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 給与所得以外に所得がある人や、2カ所以上から給与を受けている方

申告の相談においでの際は、次のものを持参ください

1. 印鑑
2. 平成19年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
3. 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金支払証明書
7. 国民健康保険税の支払領収書

給与所得者で、確定申告をすれば源泉徴収税が還付される方については、既に幌延町役場にて受付をしております

【例えば】

- 医療費の自己負担(通院費も含む)が10万円又は所得の5%を超える方(事前に病院毎に集計してきてください)
- 住宅ローンを利用して新築や中古住宅を購入された方、又は増改築をされた方で一定の要件に該当する方(申告に必要な添付書類等については税務担当までお問い合わせください)

**確定申告は2月17日(日)から
3月17日(月)までです**

■詳しくは

幌延町会計課税務担当 ☎5-1111

内線142・143まで、気軽にご相談ください。

稚内税務署からの お知らせ

申告書は、自分で書いてお早めに!

平成19年分の所得税(住民税及び個人事業税)の確定申告の相談及び申告書の受付が2月17日(日)から始まります。

所得税(住民税及び個人事業税)の確定申告の相談及び申告書の受付は3月17日(月)、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談及び申告書の受付は3月31日(月)までです。

申告書は、前年の「申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出してください。

また、申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。(作成した申告書は、送付により提出できます。)

税務署の申告相談会場にお越しの際は、印鑑、前年の「申告書等の控え」、使い慣れた「計算器具」や「筆記具」をご持参ください。

■詳しくは

稚内税務署 ☎0162-33-1155